

## 広島県告示第九百十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、重要港湾尾道糸崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和五年十月二日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和五年六月二十九日

尾道糸崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止区域

新浜（その一・その二）・古浜地区

#### 1 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線、基点四から基点五を水際線で結んだ線、基点五から基点七までの各点を順次結んだ線及び基点七から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

#### 2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市新浜の国土地理院四等三角点「新浜」（北緯三四度二三分五七秒五六

〇七、東経一三三度一〇分三七秒八二三三、標高三・一一メートル）

基点一 基準点から一〇〇度〇〇分五七秒の方向二二・一六メートルの点

基点二 基点一から一六三度〇六分三六秒の方向二〇・〇〇メートルの点

基点三 基点二から二五一度〇二分五二秒の方向四六一・一九メートルの点

基点四 基点三から三三九度三六分一四秒の方向二〇・〇〇メートルの点

基点五 基準点から二五二度一九分四四秒の方向七三・六八メートルの点

基点六 基点五から二度一〇分三八秒の方向一〇・三二メートルの点

基点七 基点六から六六度〇〇分五六秒の方向一三・九一メートルの点

### 二 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物